

## 令和7年度東京都入札監視委員会第7回制度部会（東京都電設協会との意見交換会）議事概要（制度）

開催日及び場所	令和8年2月9日（月）から令和8年3月24日（火） 書面開催
委員	<p>東京大学大学院工学系研究科教授 堀田昌英</p> <p>愛知大学地域政策学部地域政策学科教授 斉藤徹史</p> <p>（株）クロト・パートナーズ代表取締役 石橋哲</p> <p>弁護士（（株）LegalOn Technologies） 柄澤愛子</p> <p>計4名（敬称略）</p>
事項	<p>(1) 都の入札契約制度等に関する要望について</p> <p>(2) その他報告等</p>
概要	一般社団法人東京都電設協会からの都の入札契約制度等に関する要望について意見交換を行った。
委員会における検討結果	—
事務局からの報告	・「入札契約制度改革本格実施後の状況（令和6年度）」について
委員からの意見等の概要	<p>(1) 一般社団法人東京都電設協会からの要望</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 工事発注方式について</li> <li>2. 公共事業の推進について</li> <li>3. 4週8閉所の実現について <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 適切な「概成工期」の設定と指導の徹底</li> <li>➢ 全体工期の延長や契約金額の変更（増額）</li> <li>➢ 労務単価の引き上げ</li> </ul> </li> <li>4. LED照明の導入について</li> <li>5. 事業者団体との意見交換の継続、その活動に対する協力と支援について</li> <li>6. 財務局発注案件における重複申込可能な制度の導入について</li> <li>7. 価格高騰や資材不足に対する適切な対応について</li> </ol> <p>(2) 入札監視委員会制度部会委員からの質問等</p> <p><b>【委員からの質問等】</b></p> <p>概成工期の運用に課題があればご教示いただきたい。</p> <p><b>【業界団体の回答】</b></p> <p>近年、概成工期については適切に運用されているとの意見が多くある一方、まだ一部の工事では初期の建築工事の遅れを後半で埋め合わせを行う現場がある。全体工期を設定する上では、途中経過についても注視して頂きたい。</p> <p>どうしても遅れ気味の工事では竣工間際に仕上げ工事が集中し、いわゆる“しわ寄せ”が設備工事に影響している現状がある。</p>

**【東京都からの回答】**

監督員は定例会等を通じて工事に遅れが生じないよう進捗の確認等を行っているが、複合的な要因により工事の遅れが生じる場合もあるため、常に概成工期を意識することが重要。

そのため、これまでの取組に加えて、令和8年度からは、実施工程表に受電日、試験運転調整に要する工程を明記することとし、予定と実績の確認を行うことにより取組を強化していく。

**【委員からの質問等】**

全体工期の延長や契約金額の変更（増額）が実施されないことが実際にあったのか、要望のご趣旨などをご教示いただきたい。

**【業界団体の回答】**

現状、工期延長に関しては金額変更等に対応して頂いている。今後、週休2日による閉所日の確保を行っていく場合においても、引続き、適切な対応をお願いしたいという趣旨で要望させて頂いた。

**【委員からの質問等】**

都内の自治体で公契約条例の制定が増加しているが、これに対する貴協会のお考えをうかがいたい。

**【業界団体の回答】**

専門技術者である電気工事士の労務単価は上昇の一途をたどっている。現状、工期遵守や閉所日の確保、安価で労務者を確保することが困難な経営環境のなか、先を見据えると単価の引き上げが必要と考える。各自治体の賃金条項の単価と実際に会員企業が支払っている電工単価を時給に直しても最低を下回る事はないと考える。

**【委員からの質問等】**

都は「原則として分離分割発注を徹底するよう、各局に周知する」としているが、過去3年間で建築工事一括発注（コストオン方式含む）を採用した案件の推移と、それらにおいて分離発注を採用しなかった具体的な理由を把握・検証しているのか。

「周知」という形式的な対応に留まらず、各局が安易に管理の容易な一括発注へ流れないように、一括発注を採用する際の事前審査や、事後の妥当性評価を強化すべきではないか。

**【東京都からの回答】**

都の工事では、原則として分離・分割発注で発注しており、例えば、建築工事においては、本体の建築工事と関連する電気・空調・給排水衛生などの各工事を分離して発注している。

分離・分割発注について、案件ごとに施工条件等が異なることから一律の

ルールを定めることは難しく、各工事担当部署で判断を行っているところであるが、その内容は契約部署でも確認しており、適切な運用がなされているものと考えている。

**【委員からの質問等】**

都はプログラム活用により工期を確保しているとしているが、先行工事の遅延による「後工程へのしわ寄せ」を自動解決できるものではない。昨年度の設備工事において、建築主体の遅れに起因して、最終的な検査期間が短縮を余儀なくされた事案の割合を把握されているか。

施工中の工程乖離をモニタリングし、発注者として竣工日の繰り下げや、設備業者への待機費用の補填を「発注者の責務」として能動的に行う運用指針が必要ではないか。

**【東京都からの回答】**

都では、工事の発注にあたって適切な工期を設定するとともに、工事が始まった後も、多くの工事現場で毎週行っている定例会等を通じて監督員と受注者で工程の進捗を確認し、遅れなどが発生した場合には、それを取り戻す調整を行っている。

また、受注者の責に帰すことができない事由がある場合は、監督員が受注者と協議し、必要に応じて工期の延長や契約金額の変更を行っている。

**【委員からの質問等】**

明確な「中止・待機指示」が出されないために、受注者の自己判断による待機とみなされ、費用が補填されないケースが指摘されている。監督員が「指示」を出すべき基準を明確化し、受注者が協議を申し出やすい環境をどう構築されてはどうか。

一定期間以上の作業箇所の未開放が発生した際、自動的に協議のテーブルに着くような仕組み（定量的基準の導入）を検討していただくことも必要ではないか。

**【東京都からの回答】**

工事請負契約により、受注者は施工方法等を定め、工期内に工事目的物を完成させる責を負っている。

一方、関連工事等の進捗の遅れ等により、工事の一時中止が必要となった場合は、受注者は監督員と協議することとしており、協議を受けた監督員は必要があると認める時、各受注者に一時中止の指示等を行わなければならないとしている。

こうした規定等に基づき工事を適切に進めていくため、都では、監督員と各受注者が一堂に会する定例会等、早期に相談・協議できる環境を整えている。

**【委員からの質問等】**

スライド条項について、「庁内に周知徹底している」との回答だが、中小事業者からは手続きの煩雑さが障壁となり、適用を断念する事例が報告されている。事務負担を軽減するための「プッシュ型（発注者側からの提示）」の運用の可能性については、どのように検討されているのか。

昨今の激しい物価変動下では、発注者側が積極的にスライド適用の要否を確認する「伴走型」の対応の必要性を感じる。

**【東京都からの回答】**

インフレスライド条項は、未施工部分について、請求時点の物価高騰等の影響を踏まえた金額で契約変更を行うもの。工事の進捗状況や物価の変動状況などにより金額が変動するものであり、請求時期等は受注者が判断していくことが合理的であると考えている。

都では、受注者にその都度スライド制度について周知を図るなど丁寧に対応している。

**【委員からの質問等】**

13年連続の労務単価引き上げを実績としているが、2024年問題による労働時間の減少が、現場労働者の「月収」に与えている影響をどう分析されているのか。

単なる単価設定の報告に留まらず、法定福利費の支払い状況や、二次下請以下まで賃金が適正に行き渡っているか実態に及ぶ調査・把握の必要性を考える。

**【東京都からの回答】**

賃金等は、労働関係法令のもとで、労働者個人の経験・能力等を踏まえ、各企業において、対等な労使間での交渉により、自主的に決定されるものであると考えている。

一方、労働者の適切な処遇の確保は重要であり、今般、建設業の中長期的な担い手を確保するため、第三次担い手3法が施行されたところ。都においても、法の趣旨を踏まえて適切な対応を実施していく。

**【委員からの質問等】**

最終的な竣工・引渡時期が変更されないとのことだが、変更されない理由としては具体的にどういったもの（どういった事情）があるのか。

**【業界団体の回答】**

従来、工期内に終わらせることを請負者としての責務であるとの認識が強くある。主体建築工事に遅れがあるものの無理をすれば工期内に完了出来るような場合などは変更されず、最終的に設備業者が残業、休日出勤等を行い、出来る限り対応している現状がある。

**【委員からの質問等】**

現状においてもスライド条項の活用自体は可能であるところ、実際の活用状況はいかがか。十分に活用できているものかどうか、活用できていないとすれば何が原因なのか伺いたい。

**【業界団体の回答】**

特に労務費に関しては年々柔軟に対応して頂いていると認識している。しかしながら、電気材料に関しては多岐に渡ることに加え、値上がり時期も異なるなど煩雑なこともあり、スライド条項により資材価格が全て実勢価格に反映できているわけではないというのが現状。

**【東京都からの回答】**

単価については、最新の公共工事設計労務単価や資材単価等を用いて設定している。資材単価については、毎月改正を実施しており、こうした最新の単価をスライド額の算定に反映している。

以上

[その他]

特になし